

平成19年3月2日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員)

1番	南	政夫	16番	大根	明
2番	橘	照茂	17番	戸坂	忠寸計
3番	下池	外巳造	18番	小田	芳治
4番	須磨	隆正	19番	辻	武美
5番	越後	敏明	20番	久木	拓栄
6番	田中	正文	21番	中林	俊雄
7番	福田	英雄	22番	南	正弘
8番	寺岡	真貴子	23番	木村	正男
9番	富沢	軒康	24番	山本	辰栄
10番	堂下	健一	25番	泉	貢
11番	松島	信夫	26番	稲村	幸雄
12番	桜井	俊一	27番	吉島	陸男
13番	林	一夫	28番	長谷川	勝朗
14番	萬上	俊之	29番	竹内	利長
15番	松浦	恒義			

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長職務代理者助役	坪野	高志
助 役	綱木	常一
総務課長	田端	正敏
富来支所長	二見	博
企画担当課長	中村	久明
監理課長	木坂	孫信
税務課長	柴田	一廣
住民課長	田村	実
子育て支援課長	宮本	俊一
健康福祉課長	笹川	門治

生活安全課長	藤澤 仁
商工観光課長	山崎 脩平
農林水産課長	山本 政直
建設課長	田中正嗣
上下水道課長	横川 外治
富来病院参事	高瀬 清
会計課長	金谷 昭一
教育長	青山 源隆
学校教育課長	細川 幸男
生涯学習課長	中田 政光

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	新木 利夫
書記	西 清孝
書記	池 端久幸

(議事日程)

- 日程第1 町長職務代理者提出 議案第1ないし第47号並びに町政一般
(質疑、質問)
- 日程第2 予算特別委員会の設置及び委員の選任並びに
町長職務代理者提出 議案第37号ないし第47号
(委員会付託)
- 日程第3 町長職務代理者提出 議案第1号ないし第36号
(委員会付託)
- 追加日程第1 発言取消の件

(開 議)

松浦 恒義議長 ただ今の出席議員は29名であります。
定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第 1 . 町長職務代理者提出 議案第 1 号ないし議案第 4 7 号

並びに町政一般

(質疑、質問)

松浦 恒義議長 続いて、町長から提出のありました、議案第 1 号ないし第 4 7 号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を許します。

7 番 福田 英雄 君。

福田 英雄議員 はい。

皆さん、おはようございます。7 番議員の福田 英雄です。坪野志賀町職務代理者に、2 件の質問をさせていただきます。また、議会傍聴の皆様、報道関係の皆様、ご苦勞様でございます。町民が主役の町政です。大いに関心を持っていただきたく思います。

私、先般知人のお通夜の席で、僧侶のお説教の中で、我こそはと大きな声で他人の誹謗中傷をする前に、己を正すべきだと諭されました。しかし、議員が私事ではなく、町民の代表者であることを自覚しなければと思い発言をさせていただきます。

昨今、石川県内ニュースで志賀町の話題となると談合問題の報道です。良い意味での話題なら結構ですが、活気あるまちづくりについて勉強し、過疎に歯止めをかけるにはどうしたらいいか、暮らし向きを向上させるにはどうしたらいいかを念頭に一般質問を考えてきましたが、このような内容の質問をしなければならないことは大変残念なことです。

さて、昨年 6 月の議会にて、官工事及び物品納入より利益を上げること、志賀町議員を務める立場にあれば自粛するという決議をいたしました。神聖な議場に問い詰めたことは、当然守られるものと理解していました。ところが、この申し合わせを守ろうとしない議員もおります。例にあげれば入札に参加する。物品納入はする。また自分の経営する会社に町から融資を受けさせ、あろうことが補助金まで出させている議員もおります。町の仕事を請け負うこと、融資を請けることはあくまで自粛という取り決めであり、法律に違反するものでもありません。しかし、議会のこの議場で、この取り決め賛成起立したのです。反故にして良いはずがありません。

この議場で議員のモラルを問わなければならないことを恥ずかしく思います。人間として完全であることは、無理であっても、自己を律することは厳しい心構えで、議員という職責に望まなければ、町民の皆様、役場職員の皆様の信頼を勝ち得ることはできません。談合あって然り、議員は私腹を肥やしている、選挙にはお金がかかるもの、万事罪にならねば許されるという認識、若い頃は世の中を疑ってみることはありませんでした。学校の先生、議員さん、警察官は尊敬すべき存在だと信じていました。今の子供達はどうでしょう。談合問題で志賀中学校の名前が報道される度に私は心が痛みます。どうせ大人達は、どうせ行政は、どうせ議員は悪いことをしているに違いない。これから志賀中学に通う子供達が世の中のことを疑いのまなざしで見ようにならないかととても心配です。

また議員の皆さん、選挙も近いことです。自粛のできない、守れない議員なら、議員にならないで、自分の仕事を存分にしたらいいと思います。現在、志賀町の状態は議員にも大きな責任があると思います。それでは、本題の質問をさせていただきます。

1 件目、町議会議員自粛に対する決議に対して、町執行部の対応について。

以前、町長に議員自粛を決めたのだから、町の事業は議員に発注しないようにすればと私は質問しました。それに対して町長は、この件は議員のモラルの問題だからそこまでは立ち入れないとの答弁でした。しかし、今回もう一度改めて質問します。町の発注する事業です。議員と町の執行部の癒着を断ち切るためにも、緊張関係を保つためにも、町は議員には仕事はお願いしない、仕事はさせない。議員は町の事業を受けない、求めない。町長も毅然とした態度で臨んでいただきたい。今後の対応をどうするかお答えください。宝達志水町では議員には入札に参加させないと聞いております。

2 件目です。有限会社志賀イワムシ養殖場に対しての町の融資について。志賀町議会議員が社長をしている会社に5千万円の融資をし、そして平成16、17、18、3年間で1千数百万円の補助金を払っている。

これは町民サイドからみれば、町と議員の癒着関係です。過去にどのよ

うな事情があったのか、現在はどのようになっているのか、町民が納得できる説明を求めます。お願いいたします。町政の健全な発展のため、町民の望んでいるガラス張りの政治のため、議員と町執行部の癒着は町政をまどわかつ原因となります。私ごとですが、任期最後の議会となりました。議員、そして役場職員の方々には大変にお世話になり、ありがとうございました。心から御礼を申し上げます。また、心身ともにお疲れになり、入院している細川町長さんの一日でも早く回復を祈っております。これで私の質問を終わります。皆さん、どうもありがとうございました。

松浦 恒義議長 坪野町長職務代理。

坪野町長職務代理者 はい。

皆さん、おはようございます。今日は職務代理者としての答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、7番 福田議員のご質問にお答をいたします。

最初の質問で「町議会議員の公共事業等の請負契約自粛決議と町執行部の対応について」であります。議会が、平成18年7月12日に議決しました「町議会議員の公共事業等の請負契約対象外に関する決議」については、発注側といたしましては、議会が自ら決議したものであり、その意を尊重しなければならないものと思っております。

しかしながら、この決議の主語は議員であります。よって、議決を守り、実行していくのは議員本人であると思っております。議員の配偶者または3親等以内の血族及び姻族の経営する企業、議員が事実上の支配力を持つと思われる企業は、志賀町の契約対象者とはならない旨の決議であります。この決議どおりに議員本人が実行していただくことが大事ではないかと思っております。

町がこの決議を受け、3親等まで契約のすべてを排除することは問題があると思っておりますので、ご理解をお願いします。

次に第2点目で志賀イワムシ養殖場に対しての町の融資等についてのご質問であります。

イワムシの養殖につきましては、本町の水産振興を図るため、平成8年から電源立地地域温排水対策事業を活用し、イワムシの養殖研究に町が取

り組み、その後、民間により事業化されたものであります。

平成12年12月に株式会社ナナボシが事業進出し、株式会社ナナボシ志賀アクアファームを設立、イワムシの本格的な育成養殖が開始されましたが、株式会社ナナボシの企業業績の低迷等に伴い、平成13年11月民事再生法の適用申請がなされ、平成13年12月には岡谷鋼機により集合動産根譲渡担保権が設定され、平成14年1月に事業継続するために、株式会社アクアファーム志賀に商号変更しましたが、平成15年1月には破産決定されております。

このような状況の中、これまで築き上げたイワムシ養殖事業展開を断念することは、当該養殖技術に関する知的所有権の損失と捕らえて、この養殖事業が漁業振興の一角を担うべき、平成15年5月に有限会社志賀イワムシ養殖場が設立され現在にいたっております。平成18年度のイワムシ生産状況ですが、約3千kgが出荷される予定と聞いております。

また、ご指摘の水産養殖支援事業補助金については、イワムシの安定的生産技術の早期取得と特産品としての商品化にこぎつけ、志賀ブランドの定着と地元漁業振興を目的として、助成しているもので、事業収益が出るまで、町と土地使用賃借契約している養殖施設用地の使用料相当額を補助するものであります。

ちなみに、補助金額は15年度に3,720,775円、16年度に4,464,931円、17年度に4,464,931円を補助しております。18年度につきましては年度末に2,136,400円を補助する予定となっております。4年間の合計では14,787,037円となります。なお、この補助金と同額の14,787,037円が土地使用料として納入されることになっております。以上で答弁を終わります。

松浦 恒義議長 はい。福田議員。

福田 英雄議員 議長、再質問を許していただいております。

1件目は議員自らが自粛するということですから、要するに議場で決められたことは町民の心から信頼される議員になることを望みまして1件目は終わります。

2件目は町の漁業振興ということで町が融資をし、補助金を出している

ということですが、しかし、自分が思うには社長さんが議員であるということが、ちょっと問題でないかなと私は思います。

なぜかという、やはり町と議員さんはどういう関係であるかということをやはり分かっていただきたい。そうしないと町民がこれはどうなのかなと疑いのまなざしで見るとは間違いないと思います。早急に社長さんを代えとか、皆さんが納得できるかたちで、そうしないとやはり議会の中も変になってしまうと思います。自分が思うには、町が議会に介入するようなかたちです。そのような気がします。補助金まで出しているのですからね。そののところが町も考えていただきたいと思います。そうでないと議会の中が、なんといいましょうか、口にだせないような状況になっていますので、こういう状況は助役さん、良くないと思います。ぜひ直していただきたい。町民は皆さん、そういうふうに言っております。お願いします。

松浦 恒義議長 坪野町長職務代理。

坪野町長職務代理 このイワムシの融資については、以前の志賀町漁業協同組合長さんの時点で、漁協の役員会を開催して決めてきた経緯があるわけなので、今ほごのご指摘がありました町が融資しているということに関係することとございますけれども、あくまでも有限会社としてやっておるところとございますので、今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

松浦 恒義議長 3番 下池 外巳造 君

下池 外巳造議員 はい、議長。

おはようございます。平成19年度第1回定例会において一般質問をさせていただく3番議員の下池です。

私こと、志賀町議会議員として、早、3年余りの月日が経ち、この間、先輩議員のお教え、また、同期議員との執行部、各課の課長をはじめ、職員の方々との勉強会を通じまして、町政、議会運営等、いろいろと勉強させていただきました事、大変ありがたいことであったと感謝しております。

一つ残念なことは、その勉強会におきまして談合という事柄について勉強しなかった事が、今にしてみれば悔やまれることです。

これより、2点質問をさせていただきます。

まず、初めに、現在、志賀町におきましては、高齢者の自立支援や介護の制度は、日々充実したものになり、他の市町村に負けないものと思われませんが、障害者に対しての支援の状況はいかがでしょうか。

志賀町、町内高齢者数は平成18年12月末で、65歳以上の方は3,510名、75歳以上の方は3,991名、計7,501名にもなります。

要支援、要介護認定者数は、年齢階層別、介護度別で言いますと、18年11月現在、1,346名、内障害者手帳所有者は469名であると保健福祉課のデータにありました。

また、上記の方とは別に身体障害者手帳所持者高齢者内訳は、65歳以上、1級から6級までの方は991名、手帳所持者は74.5%です。75歳以上、1級から6級までの方は641名、手帳所持者は48.2%とのことです。

では、弱齢層やその他はいかがかといいますと、学齢前児童（身体障害者手帳、療育手帳所持者数）、身体では0歳児1名、2歳児3名、4歳児1名の5名です。療育手帳では3歳児1名、4歳児2名の計3名です。合計8名にのぼります。

障害児童学級設置状況で見ますと、18年10月末現在では、高浜小学校5年生2名、上熊野小学校6年生1名、下甘田小学校4年生1名、富来小学校4年生、5年生各1名ずつの2名で合計6名になります。

中学校では、高浜中学校2年生1名、志賀中学校1年生、2年生各1名ずつの2名、富来中学校2年生、3年生各1名ずつの2名、合計5名になります。小、中学校の合計は全校1,798名中11名、パーセンテージに直すと0.61%の方々が特殊学級人数です。

また、他に養護学校等特殊教育諸学校在籍状況を見ますと、幼稚部2歳1名、小学部1年、2年、4年、5年に各1名ずつ、6年生に2名、計6名、中学部2年生に1名、高等部1年1名、2年、3年生各4名ずつの計9名、専攻科1年2名、2年1名の計3名、合計20名にものぼります。

0歳児より専攻科までの合計は39名になります。全体を見ますと、障

害福祉サービス等受給者調べで、身体障害者の内訳として、手帳地所持者 1,330名、在宅サービス6名、通所サービス2名、施設入所28名、知的障害者の内訳は、手帳所持者154名、在宅サービス14名、通所サービス14名、施設入所44名、児童身体障害児、知的障害児手帳所持者は42名、在宅サービス7名、児童福祉法措置自立医療に関わる方は、施設入所者11名、精神障害者手帳所持者43名、在宅サービス11名、施設入所者5名、その他にも精神通院公費を受けている方は215名となっておりますが、実際には役場に届けていない方もおいでとのことだそうです。

以上、長々と数字を挙げてきましたが、これも現志賀町の障害を持つ方々の実数を皆様にご覧いただき、この後の本題に入るための重要な数字と考えたためであります。

昨年、平成18年4月より、障害者自立支援法が大幅に変わり、施行されました。県内には、金沢市に知的障害者授産施設、身体障害者授産施設は9箇所、石川中央には5箇所、南加賀には6箇所、能登中部には4箇所、能登北部には2箇所等あり、規模も大きなものと聞いておりますが、では、ここ志賀町では小規模作業所として、知的障害者用の志賀町米浜の小杉さんが頑張ってくださっている「志賀町小規模作業所」と旧富来町の精神障害者のための「すみれ作業所」があります。

志賀町小規模作業所の人数は10名、すみれ作業所的人数は15名となっているといたします。また、志賀町の精神障害者の方で、隣町の羽咋市にあります「なぎさ工房リブ」へ5名の方が通所なされていると知りました。また、ショートステイの受け入れ等で宝達志水町の「キッチンクラブ押水」、こちらは知的障害者授産施設であります。そして、七尾市の「青山彩光苑ワークセンター」、こちらは身体障害者がありますが、いうまでもなく、障害者を持つ家庭の方々の苦勞、悩み、不安を考えますに、より良い施設が近くにあるのを望むのが最大の要望でもありますし、志賀町にあれば最高の喜びです。財政的に難しいこともあるでしょうが、まず、昨年運営をいたしました「デイサービスセンター」に、障害者向けのショートステイ等のサービスを開いていただけないでしょうか。高齢者の福祉だ

けに重点をおいているように思われますので、今後、障害者にも変らぬ手を差し伸べていただきたく、担当課長にご返答願うものであります。

次に、今、志賀町全体を騒がしくしております談合問題について、志賀町公正入札調査委員会の方々に、次の2件の談合について、お尋ねさせていただきます。

去る12月8日、昼のNHKのニュースにて、私たちは12月定例議会中の昼の昼食時に、大笹地区下水道工事第5区、6区に関わる談合疑惑による志賀町Bクラスの建設業者2社の逮捕者が出たのを知りました。

また、本年平成19年1月には、仮称・志賀町立統合中学校体育館建設工事・電気工事においての、入札参加業者間での談合したものとして、金沢区検察庁に略式起訴されたことは、皆様にも記憶新しきことと思っておりますが、どちらも、志賀町企画財政課の発表によりますと、「志賀町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱の第2条第1項別表第2第9号の談合の疑惑により逮捕、又は公訴を提起に該当すると認められるため、指名停止とする。」とあり、下水道工事談合による志賀町Bクラスの建設業者11社は、15カ月の指名停止期間となりました。また、体育館電気工事による羽咋市の合資会社永野電気商会と他9社は、12カ月の指名停止となっております。

私にすれば、町内業者は3カ月長い厳しい処置であり、町外業者のほうが3カ月短い点が不思議に思えるのですが、なぜに違うのでしょうか。志賀町公正入札調査委員会の方々にご返答願います。

賜りながら、障害者福祉の拠点づくり及び基盤整備の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

松浦 恒義議長 浜崎企画財政課長。

浜崎企画財政課長 はい。

談合問題について、お答えをします。

志賀町は、昨年9月からの入札改善・改革によって入札談合に係る違法行為については、入札参加停止のペナルティの強化を打ち出しました。方針では町発注工事で逮捕、起訴された場合、指名停止を基準の最も重いものに適用することとしております。全国的に談合に対するペナルティの強化が打ち出されており、石川県もこの4月から指名停止を12カ月以上とすることになっております。志賀町は県に先駆けて、ペナルティの強化を行ったものと理解して頂きたいと思っております。

談合によって業者が逮捕された場合、大変な事務の支障をきたすこととなります。工事関係書類、契約・入札関係書類が全て押収されて、会計検査院の実施検査が受けられない状況になっております。このようなことを考えれば、重いペナルティも仕方がないと思っております。15カ月の指名停止を行った下水道工事の談合については、指名停止業者11社から事情聴取を行いました。この時、逮捕、起訴された業者は談合を否定し、自ら工事費を積算して公正な入札を行ったと主張しました。これが全く嘘の答弁であったということで、極めて悪質と判断し、15カ月という処分になったものであります。統合中学校体育館の電気工事は、下水道工事のような悪質性が認められないということで12カ月の処分ということになります。今回の処分によって談合は割に合わないものと全ての業者が認識して、公正な入札を行ってくださることを期待しております。

こういふことでもありますので、一つお願いします。

松浦 恒義議長 20番 久木 拓栄 君。

久木 拓栄議員 はい。

たくさんの傍聴の皆様、大変ご苦勞様でございます。時節柄、大勢お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。心より感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、一般質問に先立ちまして入札談合事件に関し、多くの町民の皆様に変な不快感とご迷惑をおかけしましたことに対しまして、一志賀町議会議員として心よりお詫びを申し上げます。

なぜならば、もっと議会が本来の使命であるチェック機能を発揮していたならば、この事件を防げたのではなかろうかと考えるものであります。今後は志賀町再生の為、我々議会がもっともっと真剣に取り組んでいかなければならないと考えておるところでございます。

さて、この度の細川町長におかれましては、大変お気の毒と心より思うところであります。町長は然るべき時に職を辞するとの事でありましたが、そのタイムリミットは私なりに考えますと、最終議会の14日が期限ではなかろうかと思っておるところでございます。これは通告にありませんので、この件に関しまして、寺岡 真貴子議員が通告して職務代理者にお考えを尋ねたそうでございますので、答弁はいいかと思いますが、町民はいろんな噂の中で、今日まで来ております。よって、然るべきに辞すという町長のお考えは、何時までかを今議会において坪野町長職務代理は明確にすべきではなかろうかと思っているところであります。

また、今議会の提案理由の中で、経過等の説明において、議会の皆様に変な心配と迷惑をかけて申し訳ないと言っておりますが、しかし、多くの町民の皆さんに対して何の一言も謝罪がありません。議会の主役は我々議員ではない、町民の皆様ではないでしょうか。

また、今般の事件に対しましても、いくら捜査中であれ、なんら一言も触れてもおりません。もっと真心の通った提案理由説明書を作るべきではな

かったでしょうか。この件に関しましても、後ほど本来の質問の中で出しますが、それでは本来の質問の通告に従って質問に入ります。

大きく4点について、通告しております。

まずも1点目は道路整備について質問します。県道、国道の事業であって町の事業に直接関係ないにしろ、この地方に生きる我々として、町民の代表としての質問をさせていただきます。

まず、県道深谷・中浜線。中浜、西海、西浦より門前に至る道であります。そして、また、県道輪島・富来線。地頭町、今田、切留より穴水町に至る。この両路線とも、私は前々から県下狭い県道ではないかと思い、何度も拡幅工事を願いながら、今日に至っております。現在は、赤崎地内、和田地内でそれぞれ自動車の退避場を建設中ではありますが、今後の1.5車線改良工事等の計画等をお尋ねいたします。

次に、県道福浦港・中島線。福浦、三明、町居より旧中島町に至る道であります。現在は町居バス停付近で、橋を架けているのですか、工事中ではありますが、合併前には旧富来町と旧中島町の両町で促進期成同盟がありました。が、合併後この路線の事業計画はどのようになっているかをお尋ねします。

そして、次に県道志賀・富来線。福浦から原発へ至る道であります。原発から旧富来の町境から、旧志賀、富来の町境から約1キロ間、道が狭いまま大型のバス等のやっとの交差がしているのが現状ではなからうかと思っております。この路線は測量が終わっているようですが、合併との兼ね合いもあって、すぐ道を拡張すると聞いておりましたが、現在、着工は成されていません。何時になれば工事が始まるか、また完成するのかをお尋ねします。

次に、新年度予算におきまして、ふるさと農道整備、広域農道整備負担金がそれぞれ、2,980万円、1,787万円が計上されております。何時になったら両路線が結ばれて完成するのでしょうか。また最初の計画よりどれくらい遅れているのかをお尋ねします。

次に道路の最後といたしまして、国道249号線において、現在、堀松方向から拡張が進んできて、松ノ木交差点までが工事中であります。この5年間において、どれだけの工事金額が投入し、また5年間で何キロメートル進んだかをお尋ねいたします。そして、また松ノ木交差点より三明まで、5、

6キロの区間があると思いますが、大変道路が狭く、今年は幸い雪が少なく事故は一遍も見なんだわけですが、冬には必ず2、3件の事故が起こっておる大変狭い国道だと思っております。よって、三明までの5、6キロ間の整備拡幅の計画を問うものであります。

次に、談合事件と今後の入札についてを質問いたします。

毎日のニュースの中で、談合事件が報道されない日が無いほど、日本中どこかで談合事件の報道が成されております。本町においても、1月9日の家宅捜査以来、未だ関係者の処分が決まってないところを見れば、捜査はまだ継続中であろうと思っております。しかしながら、そろそろ県警の捜査の終了を願うものであります。

昨年の配水管工事事件以来、本町も先ほど課長の答弁にもありましたとおり、9月より入札改革を行うとのことで、制限付一般競争入札や公募型指名競争入札等を行う方式に切り替えるとのことでありましたが、その後、これらについて、どのようになっているのでしょうか。これも通告にありませんのでどちらでもいいですけど、よろしく願います。

先日22日の入札結果を見ると、落札率は大きく下がっており、公正な競争であったと思われております。そして、また業者指名においても公正な選定でなかるうかと思いました。

今後は、町内の一者だけ指名し、残りの業者を町外で構成するような不公平な指名は、絶対にすべきではありません。今日までいくつか私も見てきております。今後、そういうことがあったとき、私はその時点で官製談合であると考えております。あいまいな指名基準で選考するのではなく、公平・公正な中での業者選定を行ってほしいと思っております。よって、これからの発注工事に対して、どのような入札改革をするのかお尋ねいたします。

3番目といたしまして、議会議員の官工事自粛決議でございます。これは、先ほど来、福田議員の中でありました町議会議員の公共事業等の請負契約自粛決議と町執行部の対応についての質問と重複しますが、質問だけ述べさせていただきます。重複するゆえに答弁はいいりません。

昨年7月の議会でこの決議が決議されたわけでありましたが、この前の全員協議会において、町長はあくまでも議会の決議であるが故に、町としては何

も仕事の拘束も議員に対し出来ないし、法的にも無理だとの答弁であったが、今、町がこうした町政の混乱の中にありまして、私達議員自らクリーンな政治を目指さなければならない時に、自分の仕事、会社の金儲けだけを考える議員は、今回の選挙に自主的に立候補すべきでないと思っております。自分の田んぼにだけ水を引くような議員は議員の資格がありませんし、そういった議員がおる議会は、今後良い政治ができるわけがありません。よって、この自粛決議を議員自らしっかりと守るべきではなからうかと思っております。町はあくまで議員の自粛ということでありまして、議員が自分の良心に従って、今後の立候補等を決めるべきであると思っております。

次に、旧富来町における料金、負担金の格差についてを質問いたします。

合併後、1年6ヶ月が過ぎ、保育料等、いくつかの負担金が軽くなって沢山の町民が喜んでおります。前回の全員協議会におきましても、新年度よりの見直しもいくつか示されましたが、しかし、まだまだ沢山の格差があります。それらは、合併協定の中で財政状況を見ながら、段階的に統一をすとなっておりますが、今議会の提案理由に書いてある「志賀原子力発電所2号機に関する地区自治振興基金については、志賀地域の区長さんから強い要望も頂いているところでありますので、1号機と同様な考え方、制度として実施を予定しております。」と、このような書き方で提案理由に出してあります。しかしながら、こういった書き方を見た時、富来地区の区長さんはどう思うものでしょうか。もう少し、温かい書き方があって然るべきではなかったでしょうか。我々、今更富来町民は、この2号機に対する自治振興基金を配分せよとは言いません。しかしながら、こういった大きな交付金が入る本年、他町においては金が無く、交付金が少なくなって喘いでいる他町において、今年から本町に39億円余りが入るせめてこの今年、せめて生きる三原則の一つである水、水道料金の統一、要するに値下げをすべきでないでしょうか。

まして昨年4月より、元来あった富来地区のそれぞれの集会所や神社等の月に1度使うか使わない水道基本料金を、これは格安の富来町だけの集会所に対しての基本料金でありました。それを一般家庭基本料金に値上げをいたしました。千なんぼから、2千なんぼ倍近くの値上げをいたしました。そして、

それに伴って下水道料金を値上がりしたわけでございます。それを担当課に尋ねると、志賀町の条例であるから当たり前で、むしろ今までの富来町のやり方のほうがルーズであったとのあっさりとした説明でありました。あまりにも、血も涙もない行政の答えではないでしょうか。先日もこの件に関しまして、鹿間領家区長も、大変嘆いておったわけであります。そして、また、土木建設負担金10%、旧志賀地区は0%です。それに対しても、富来地区の集落によっては、その負担金が無いゆえに、工事申請を遅らせざるを得ない気の毒な地区もあるそうです。

よってこのままでは、旧富来地区との旧志賀地区の格差は開く一方ではないでしょうか。合併の基本である「負担金は低く、サービスは高く」の原則にたった前向きな答弁を期待いたしまして、質問を終わります。

再質問もありますので、一つよろしく願いをいたします。

松浦 恒義議長 坪野町長職務代理。

坪野町長職務代理 はい。

20番 久木議員さんの質問にお答えをいたしたいと思っております。最初の質問は、道路整備について、5点ばかりの質問でなかったかと思っております。

まず、道路整備の第1点の質問は、県道深谷・中浜線、輪島・富来線における工事の今後の拡張工事についてのご質問であります。従来は、全国一律の2車線道路改良を行ってまいりました。しかし、近年の社会を取り巻く環境の変化、例えば、厳しい経済情勢、少子、高齢化による人口の減などにより従来は道路整備への制約が発生してきております。道路構造令の改正もあり、考え出された道路改良手法が1.5車線の道路整備事業による地域ルール型みちづくりであります。

ご質問の県道深谷・中浜線は平成18年度にみちづくり協議会を発足、道路整備計画を地域住民主導で立案し、平成18年度から事業を着手し、待避所等の15箇所を整備する予定であります。また、県道輪島・富来線は平成17年度にみちづくり協議会を発足し、県道深谷・中浜線と同様に道路整備計画を地域住民主導で立案し、平成18年度から事業を着手し、待避所等17箇所を整備する予定であります。

次に、県道福浦港・中島線についてのご質問であります。県道福浦港中

島線道路整備促進協議会は、平成12年度から平成16年度までの間、要望活動を実施してきましたが、町村合併により平成17年度に新たな協議会として中能登建設行政協議会を設立し、今後も要望活動等を実施してまいります。当路線の整備計画であります。現在、町居地区で橋梁整備を実施しておりますが、橋梁完成後の事業延伸は他の路線でも実施している1.5車線の道路整備事業に転換し、事業を推進して行くと聞き及んでおります。

次に3点目の県道志賀・富来線の拡幅工事についてのご質問であります。県道志賀・富来線は今年、用地及び物件補償並びに工事の一部着手を実施しており、完成年次については、石川県の財政事情もあり確定していませんが、一日も早い完成を目指し鋭意努力していきたくと思っております。

次に4点目のふるさと農道、広域農道の関係でございます。ふるさと農道整備事業につきましては、米浜地区で1.1キロメートル、富来南部地区が5.2キロメートルの延長の距離がありますが、いずれも平成19年度末までに完了の予定となっております。

また、広域農道能登外浦地区、いわゆる志賀町東小室地内から輪島市門前町馬渡地内、10.1キロメートルにつきましても、19年度末に完了の予定となっております。なお、輪島市門前町道下地内までの区間の内、残りは能登外浦4期地区の4.2キロメートルを残すだけとなり、計画では22年度の完了となっております。

最初の計画よりどれくらい遅れているのか、とのことにつきましては、ふるさと農道では当初計画より1年遅れの完了予定であり、広域農道能登外浦地区は1年早く完了の予定であります。

次に5点目の国道249号線松ノ木までが整備中であるが、この5年間においてどれだけの工事金額が投入されたかといったような質問ではなかったかと思えます。

国道249号線は現在、米町地内で工事を実施しており、松の木交差点までは平成20年度完成を目指し鋭意努力しております。ご質問にあります過去5年間の事業実績であります。事業費3億6千8百万円、事業延長1,160メートルを実施いたしました。また、松の木から三明荒屋までの区間は、雪寒事業で平成19年度着手し、当面長田口までを事業区間とし、

完成後引き続き、事業延伸を図っていきたいと考えております。

今後は、ご質問の路線を含めた町内の事業を実施している路線の事業促進要望を、地域を始め関係機関の協力を得ながら積極的に進めていきたいと存じますので、議員各位におかれましても、絶大なるご支援をお願いいたします。

次に談合問題と今後の入札についてのご質問でございますが、この件につきましては、企画財政課長から答弁をさせますので、よろしく申し上げます。

次に富来町における料金、負担金の格差等についてのご質問であります。水道料金につきましては、合併協定で「合併年度及びそれに続く5年は現行のとおりとし、更に続く5年間は新料金体系、その後は志賀町の例により調整する。」となっております。これは、合併後の水道事業収支を民間会社にシュミレーションしていただき、合併協議会に諮り、決定したものであります。

水道料金の日も早い統一、いわゆる値下げを問うということですが、志賀町水道事業の設置等に関する条例の第2条には、「水道事業は、常に企業経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。」とあるとおり、志賀町富来地区上水道の区域も一日でも早く、企業経済性を発揮するよう努力いたしまして、企業経済性を保持できるような経営状況になれば、一日でも早く料金を統一するよう努めていきたいと考えております。

土木建設負担金については、合併協定で「当分の間は現行どおりとし、10年以内に志賀町の例により調整する。」となっております。これは、事業費に対する負担額の実績及び事業実態を合併協議会に諮り決定したものであります。道路は公共性の最も高い社会資本であることから、受益者の皆さんが事業負担をすることは公平性に欠けるとも言いかねません。

今後は町の財政事情を勘案しながら、一日も早い負担率の一元化をするよう検討していきたいと考えています。いずれにいたしましても、合併協定書の変更になりますので、事前に議会とも協議しながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

松浦 恒義議長 浜崎企画財政課長。

浜崎企画財政課長 談合事件と今後の入札について、お答えをさせていただきます。

平成18年6月22日の入札の5件の工事について、マスコミが報じた談合情報どおりの入札結果となりました。この結果を受けて、入札改善・改革委員会を設け、入札の方法、予定価格、設計価格の公表の在り方、指名停止期間、指名基準等の検討を行いました。

この検討委員会で決定されたものを建設工事等入札改善・改革事項として、昨年9月に議会報告したものであります。議会に報告した改善・改革事項は、その時点で県内市町でも最も先に進んでいるものとなっております。

また、追加的な改革として、郵便入札の導入、相指名業者の下請禁止を本年4月から実施すべく、要綱の整備を急いでいるところであります。更に今後、全国知事会が決定した「公共調達改革に関する指針」及びこれを受けた石川県の取り組みを参考に、制限付一般競争入札の金額の引き下げ、不法行為にかかる違約金の引き上げなど、再度の入札改善・改革を行うことを検討しておりますので、よろしく申し上げます。

なお、入札改革後の状況ですけれども、制限付一般競争入札については2億円以上でやることを決定しております。その後の実施状況は、これはありません。公募型指名競争入札、これは1億円以上ですけれども、これもありません。入札参加意向確認型入札、これは土木工事では3,500万円以上、建設設備工事は5,000万円以上、これを適用しておりますけど、この入札については3件の入札を実施しております。以上です。

松浦 恒義議長 久木 拓栄 君。

久木 拓栄議員 はい。

それでは再質問をさせていただきます。まず、深谷・中浜線におきまして、昨年の6月の豪雨によって路肩が抜けておりました。しかしながら、年が明けるとまでその迂回路であったのが事実であります。1月の北村代議士の新年の本町においての来町の折、竹内議員が同行の小泉県議に対しまして、いつまでほおっておくのかと強く要望いたしまして、ようやく復旧工事に着工いたしております。しかしながら、まだ完成がしておりません。やがて完成とのことでもあります。この路線は西海、西浦の地区民にとっては1本しかない生命線の重要な生活道路であります。よってこれからも継続した拡幅整備を

求めるものであります。そしてまた、輪島・富来線におきましては、切留地内より穴水との町界線の間、約1.5キロメートル位ですか、道の狭さ、曲がりくねった場所は、これが県道かというようなお粗末な道であります。穴水まで行ったときに、ぽっと2車線になっています。こういった県道がある旧富来町であります。現在の志賀町は町の恥ではなからうかと思っているところでございます。そしてまた、この道路は能登空港が完成をいたしまして、富来地区の町民にとっては大変な近道であります。海浜道路を通れば料金が要りますが、ここは近いが故にかなり能登空港へ行くのに通っております。この切留までの町界線までの拡幅工事を早急に計画し、早急に着工すべき最善の努力を、お願いをいたしたいと思っております。

次にふるさと農道、広域農道についてを再質問いたします。

栢木、門前側がまだ4.2キロ残っておるそうでございますが、完成年度が22年、まだまだと言えはまだまだかなと思っております。

先日の沓掛先生の1月の国会報告における本町での話の中で、道路行政は計画を立てて早く着工、完成をしなければ遅れてしまうと、利用価値や建設価値が下がってしまうとことでありました。よって早く完成することを国県へ強く要望すべきではないでしょうか。

そしてまた、国道249につきましては、5年間で1,100mちょっとですか、お金は3億5千万円でしたか、このままのペースで行ったなら三明まで5、6キロ、どれだけかかるんですかね。まだまだかかります。ちょっと暗算でできませんので。

そしてまた、広域農道の取り付け口であるますところの荒屋地内の国道が整備をされておりますが、1日も早い広域農道、ふるさと農道が完成をして、この国道249が広くなったときに、初めて門前方面より工業団地等の利用度が計り知れないほどのアップをし、工業団地の人員確保に役立てるのではなからうかと思っております。よって、この国道の早い整備をも願うものであります。

次に談合事件でございますが、皆さんの議員が質問しております。談合が強く行われるのは95%以上の高率で落札をされたものが多い。しかしながら、談合が困難な一般競争入札をした長野県、宮城県の落札率は平均74%

ほどと低くなっております。お金にしたら、95万円が75万円ほどになった。ものすごく落札率が下がっております。よって、今後はしっかりとした談合防止と予算の効率執行のため、真の入札制度の改善を求めるものであります。

そしてまた最後になりますが、旧富来町における料金体系の格差でございますが、先ほど坪野助役は合併協定、合併協定と何べんも言いますが、本年より七尾市においては統一料金となるそうです。これもまた合併協定の中では後に統一するとなっておりましたが、強い市民の要望があったので、統一料金にするように市長が決断をしたそうであります。

こんなに40億円近い大きな2号機の固定資産税が入るとき、本町は苦しい苦しいと口では簡単に言いますが、今の提案理由の中にも子供の引き算がありました。39億引く不交付で7億、引けば32億プラスになります。当たり前です。こんな冷たい書き方をすることやったら、こうしたほんとの富来町の町民の望みをかなえてやってほしいと思っております。

一方の旧志賀の地区は、2号機の交付金を分けて、1号機に対しても使い道が無かったそうであります。2号機はそれより少なく配分をされるそうでありますが、そういったとき考えた時、本当に我々富来町出身の議員として口を大にして、水道代くらいをお願いをして然るべきではないでしょうか。ここに座っておられる富来出身の議員の皆さん、私は全協に何回も言うたんですが、真剣に受けておったでしょうか。もっと本当の富来町のことを考えて、議会活動をしてほしいと思っております。どうか傍聴の皆さん、今度の選挙には本当に自分のことだけでなく、町のことを思う議員を選んでほしいと思っております。

はなはだ、要らんことばかりしゃべりましたが、再質問を終わらせていただきます。答弁は必要ありませんので、ありがとうございました。

松浦 恒義議長 16番 大根 明 君

大根 明議員 はい。

皆様、本日は誠にご苦勞様でございます。久しぶりの登壇でございますので、本当に緊張いたしております。

先ほど福田議員がイワムシという件におきまして、質問をいたしたわけで

ございますが、職務代理者の坪野助役におきましては、誠に不親切な答弁であったと私は思っております。

そこで、只今から改めてこのイワムシ養殖場の全般に渡って、皆様方に説明するわけでございますが、ただ、ここに旧富来の議員、また現在の志賀町の議員であっても、この1期に上がられた議員はなんのことやら、またイワムシかいなど、こういったことになろうかと思っておりますが、先ほどの福田議員の質問からかたちを変えて、質問をしていきたいと思っております。助役、一つお願いをいたします。

先ずはイワムシと一口に言いますが、先ずはこの概略説明からもう一度話しをして本題に入っていきますので、一つよろしくご理解のほどを、お願いをいたします。

さて、この本件は議員の間からも非常に不明の点がありまして、まったく分からないと言われておるものでございます。また、この点につきまして、一つ質問していくわけでございますが、もちろん先の福田議員との重複も多々あると思っておりますが、一つよろしくお願いをいたします。

本件は先ほど職務代理の坪野助役が、坪野代理者が申し上げましたが、これは私、平成8年から当時イワムシのこれに携わっておるものでございます。そこで平成12年から現在に至るまで簡単に省略しながら、まず概略を説明しますのでよろしくお願いをいたします。

平成12年から現在に至ります志賀イワムシ養殖場の経緯でございますが、このイワムシ養殖場については平成12年の12月、大阪堺市に本社があります株式会社ナナボシという企業があり、この企業が事業の内容は発電所のメンテナンスをやっている会社でございます。このナナボシが、この志賀町に企業進出を目指しながら、その先駆けとして始めたのがこのイワムシの養殖場なんです。その会社は先ほど申し上げましたと思っておりますが、ナナボシ志賀アクアファームであります。しかし、この会社は1年も経たずして、粉飾決算が発覚をいたしまして倒産をしてしまったわけでございます。これは、日経新聞の資料に基づいてでございます。

ところが、時同じくして平成13年2月には、名古屋市中心部にありますオカヤ鋼機株式会社がこの倒産したイワムシの施設に債券を確保するために、

譲渡担保を設定して債権の譲渡にあたったわけでございます。その後、平成15年5月頃まで商号の変更や社名の変更等を繰り返しながら、繰り返しながらやって、この頃、このオカヤ鋼機株式会社では、先ほど債権の確保しておいたものを、担保権を交渉いたしまして施設がオカヤ鋼機に移ると、こういったことが現在までの経緯でございます。

これからの発言はですね、平成15年度の委員会資料に基づいて発言をしておりますので、一つ答弁の方もそのようにお願いをいたします。先ほどの福田議員に対する答弁とはまったく違ってくると思いますので、一つよろしくをお願いをいたします。

さて、平成15年の3月の定例会の折に、農林建設常任委員会の質疑の中で、このイワムシの事業を続けたいとのことから、養殖場が委員会の議題に上がりまして、当時の坪野助役さんがイワムシ事業を続けたいとのことから、オカヤ鋼機から設備を一切買いたいとの説明が、先ずあったわけなんですね。

このイワムシの現在は、漁業協同組合長はここにおられますが、前組合長の時からあったのは事実でありますし、その当時はここに5千万という数字が挙がってきますが、その当時は3千万であったわけですね。いや、そうですよ。私資料を持っていますよ。そして、3千万を志賀町漁業協同組合の漁業振興基金を取り崩して、このイワムシ養殖に充てると、当時はこうであったのですよ。

そこで元に戻りますが、この事業は志賀漁業協同組合へ5千万を補助するというので、まずここで5千万という金額が提示をされております。これも委員会資料の中で現在載っているものでございます。このときには、志賀漁業協同組合が事業主体であるとはっきりと。志賀漁業協同組合、ここが違うのですよ。志賀漁業協同組合が事業の主体であると、その当時は申し立てるところでございます。ここが非常に大事なところですので、一つ答弁の方もしっかりお願いします。

先は15年の3月の定例会の折でありましたが、平成15年の6月、三月後ですね、の定例会の農林建設常任委員会でイワムシの養殖場の中では、担当課長、ここにおられますが、担当課長が今度は商工会と志賀漁協で有限会社志賀イワムシの会社を設立し、5千万円を貸し付けて1年据え置き、5年

の償還で返済すると述べております。そのときに債権の担保には連帯保証人が二人設けていると、これは私の当時の委員会の質問に対しての答弁なんですよ。この5千万に対しての保証人をとってあると、このように質問に対して、答弁があった。現在も資料が残っております。

そこで質問をいたしますが初めて、坪野助役さんとか言うていいですかね。説明では、志賀漁業協同組合が先ず最初に申し上げた時、一番最初の時は、志賀漁業協同組合が事業主になると、これは3月の定例会ですよ。そして、議会というのは、さっき申し上げましたとおり6月ですよ。6月におきましては、志賀町商工会と今度は漁協とこういうことになっているのですよ。志賀漁協と志賀町の商工会。この有限会社志賀イワムシ養殖場を設立すると、これも委員会に述べておるわけです。

ところがですよ。現在、何かおかしいなということから、会社謄本を手に入れて見てみますと、個人の会社に現在なっていることが判明をいたしております。謄本を見れば分かると思います。どうして、さっきからイワムシのこの会社ですよ、二転、三転しながら。この有限会社イワムシ養殖場は、一体誰が事業主であるのかまったく分からず、個人の会社なのか、それとも役場というか志賀町の事業所なのか、ここを一つはっきりしていただきたいなとかように思っております。

さて、このイワムシのこの施設は、確か1,600万弱であったと思いますが、この養殖場そのものは一体誰のものになっておるのか、ここらを含めて一つ答弁をお願いを申し上げます。非常によく聞いていきませんかややこしい。私もややこしい。

次は5千万円の貸付についてであります。これは財政課長に聞きたいんですが、これは一般会計から貸し付けて出ているものなのか、またこの志賀漁業の特別振興の基金であるのか。一つ基金であれば、取り崩しておるものであれば、基金残高が5千万円減っていることになりますわね。一方で決算書では、この貸付金というふうに現在載っておりますわね。

この公金を個人会社に貸し付けることは、これ財政課長、法に照らしてですね、適法であるのかどうかを含めて、私にはまったく分からないので、さっきからのこの志賀漁業特別基金の中身と、また、今申し上げましたこう

いった金を個人の会社にですね、貸せるのですか。もし個人の会社に貸せるとすればですね、うちの会社にも貸してほしいと、うちの会社にも貸してほしいと、必ずやこうなるのが必要かと思うわけです。そこの境というか、そこがどうなっておるのか一つお願いをいたします。

そこで、まだまだ分からない点がありますので、これしっかりと答弁できますかね。ちょっと言いますよ。

次に5千万円の貸付契約に入りますよ。貸付契約の変更についてですよ。これ当初5千万円の返済、1年据え置きであって、16年6月20日から始まっているわけですね。今年の4月20日ですね。間もなくですが、ここでこの5千万が完済されることになっているわけですよ。最初のイワムシをしますよと。5千万貸しますよと。そうして始まったものが、それがですね、なんと。笑わんとひとつ。そしてね、この返済が6月20日で、さっきも言うたように、19年4月に完済となっていたものですよ。一度も返済されないままにあって、私は契約上まったく納得ができませんし、こういうことがあっていいものなのかと私は思いますよ。

当時の貸付金は5千万、単純計算であります、このオカヤ鋼機のその施設の買い取りにおきましてですね、さっき申し上げましたとおり、1,600万円弱なんです。そうするとこれ、3,400万というものが、これ運転資金にあるわけなんです。3,400万ね。でしょ、単純計算ですけど。

ところがですね、3,400万円の運転資金がですよ。ごろごろ普通なら回るのが通常だと思うのですが、どうして1年も経たずに一回も返済もせずにですよ、これ延ばしてくれと。これは誰が考えても不自然であり、こういうことがあってはならないのではないかと考えております。先ほど、財政改革、財政が苦しいと言っておりますが、こういう答弁はどうなってくるのでしょうか。

そこでやね、ここが非常に重要になりますのでね。この会社の会計監査、若しくは会社であったとすれば経理監査になりますが、どこがこれ一体権限を持っているのですか。先ほど福田議員が申し上げたとおりですね、毎年毎年補助金を垂れ流しているのですよ。そして、それなら会社の会計検査、そしてまた、一体どうなっているのですか。出来るものであれば、その会社の

ですね、決算書、少なくとも3年間の決算書を私に見せていただければ幸いですと思っております。

そして、このイワムシの養殖場の事業経営は、一度も返済もなく、まさにずさんなものと思われ、正直言うて、将来に渡り、当然会社でございますので、資金不足が当然これ、起きる場合があって経営破たんということも考えられるわけですね。そうなりますとですね。先ほど連帯保証人2名とおっしゃいましたが、2名の方が直ちに5千万円の返済を。もちろんこれは借りたものですからしなければならぬと。また、現在、この施設は町有地なんですよね。こうした町有地をですね、この町に返すときにですね、現状回復、つまりそのあった施設を取り壊して、そして町に明け渡すと、お返しするということが一般的な常識にもなっているし、法律上そういうことになっておるわけですよ。そうなってくると現状回復には莫大な金がかかってくるわけやね。じゃあ、その金を誰が出すんですか。ここのところも一つなかなか答弁をしにくいと思いますが、一つ答弁をお願いいたします。

執行部の答弁も重ねてお願いをするわけですが、とにかくにも、非常に難しいしあいまの点も多いので再質問、それからまた再々質問ということもありますので、一つよろしく申し上げます。

松浦 恒義議長 坪野町長職務代理。

坪野町長職務代理 はい。

今ほど、16番の大根議員さんのご質問ですが、大変いろんな方面からのご質問で、私もどうして答弁すりゃいいかということも大変難しいものもあるわけなんです。ただこの5千万については、前の組合長さんということで、これはなぜこうなったかと申しますと、特別基金そのものの原資は漁業組合の原資であるという関係からいたしまして、このイワムシ事業を計っていく場合には、まず漁業組合長にご相談申し上げるということで、漁業組合の役員会を開催し、その役員会の席上、町長から直接説明を申し上げ、協力をしていただくような協議があったというふうに聞いております。

このイワムシ養殖場の経営全般に渡っては、事業主体は町ではないとまず申し上げておきたいと思っております。これは会社が、企業が経営しているということでございます。それで、いろいろな話の中で質問の中で、実際融資して

おります基金については、一部社会経済の変動、そうしたこともあったということで、どうしても養殖事業が漁業振興の一角を担うべき事業であろうという判断であったということからいたしまして、そうした条件の変更は一部しておりますけども、元金の返済については、19年度から1千万、年間1千万といったかたちで返済をするようなことになっておりますので、返済はされるものというふうに私は思っております。

それから経営内容といった点にも触れられたわけですが、経営内容につきましては担当課で把握しているという点もございますので、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。以上でございます。

松浦 恒義議長 山本農林水産課長。

山本農林水産課長 はい。

16番 大根議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、イワムシ養殖場の経営内容についてでございます。

私ども今、分かっておりますのは、第3期、平成17年の5月1日から18年の4月30日までの決算書によりますと、損益計算書の中では、経常損失で5,593,628円ということで、当期末処分損失では28,805,768円というふうになっております。

なお、18年度の決算見込みでございますけども、今、現在2月まで経過したわけでございますけども、その中で年度末といいますが、期末の予測では、計上利益はプラスマイナスゼロくらいになるだろうというふうに伺っております。

次に、5千万円の貸付金につきましてでございますけども、先ほど助役が申し上げましたとおり、平成15年度に前志賀町漁業協同組合長の時代でございますけども、同組合の同意を得まして、漁業振興の目的のために志賀町漁業振興特別基金から貸し付けたものであり、一般財源からの貸付金ではございません。

その他、融資の変更ということでございますけども、変更につきましては先ほど大根議員さんがご指摘のとおり当初の契約は平成15年の6月20日に行いました。その折には、返済の期間は1年据え置いて5年返済というものでございます。

そうしますと、平成16年6月から21年5月ということでした。それが、平成16年の6月の28日に変更契約を行いました。それによりますと、変更契約4年据え置きで、5年返済ということになりました。返済は平成19年の6月から23年の12月までということになります。そこで、年2回、元金5百万ずつ年2回ということで、年間1千万ずつの返済がされるという契約内容になっております。

貸付利率でございますけども、貸付利率、当初の契約の中から引き続いておりますけども、0.02%ということになります。なお、この0.02%につきましては、当時平成15年5月頃でございますけども、町の財政調整基金等の預金の利率と同額でございます。貸付金の財源につきましては、先ほど申し上げましたとおり、漁業振興特別基金志賀町漁協分から充当させていただいておるといふものでございます。

会計検査についてというようなご質問であったかと思っておりますけども、3年間の決算書を見せてほしいとご質問ございましたけども、私ども正直言いますと、今現在決算書をもってあったのが、3期の先ほど言いました17年の5月から18年4月までの決算書、3期分の決算書はいただいておりますけども、その先の決算書については、ちょっと私もいただいてあったのかどうか、私のほうではまだ確認をされておりませんので、ご了解をいただきたいと思っております。

なお、公金を企業に貸し付けてもいいのかというようなご指摘もあったわけですが、この件につきましては私からの答弁は控えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

松浦 恒義議長 財政課長。

浜崎企画財政課長 はい。

この件に関して、ちょっとお答えします。基金というのは当然、設置条例を設けて、議会の議決を得て、基金条例を作って運用していくわけですが、この基金の運用については、この基金を直接予算に組み入れて基金の設置目的のために使うものと、それと貸し付けをして運用するものと、その基金、基金によってあるわけですが、今回のこの貸し付け、基金の運用上、設置目的によって漁業振興のために使用するということで、これは貸し付け

たものと解釈しておりますので、一つよろしく申し上げます。

松浦 恒義議長 大根 明 君

大根 明議員 はい。

今ほど、漁業振興特別基金の説明であったと思いますが、私もその中の一人で漁民なんです。ですから、それが分かっている、その性質上どうなんですかという、課長、そういうふう聞いておるのですよ。

先ほどの答弁でもやね、十分な満足のいく答弁は一つもなかったわけでございます。このイワムシというこの一つの問題の根っこはどこにあるのか、一つ、かいつまんで、また質問したいと思います。

こういった公金を、この有限会社という個人の会社が出資する会社を使うと。しかし、従ってですね、ご存知のとおり、昨今、この指定管理者制度と、これ公のものであればですね、当然ここで指定して管理者制度の対象になるかと思えば当然対象外でもある。また今回私が質問しておるこの件におきましても、非常にこの行政改革を逆なでするような話しというか、ことでもあるわけですね。まだ補助金を出してですよ。この貸し付けの契約も何時になったのか分からないと。ここで一遍聞きますが、先ほどの5千万の契約変更ですね、これは議会の承認は必要ないんですか。必要ないんですか。これも併せて一つお願いいたします。

そして、この問題の一番問題になっているのは政治家、そして官と、そして業との絡み合いが非常に、このイワムシという会社の絡み合いが問題になっておるわけなんですね。この単に5千万という数字の話だけでなくね。そういう非常に絡み合った複雑なこの会社がゆえに、先ほど一番に福田議員が申し上げたと思いますよ。そうした癒着にあらうとするのか。

また一方で議会の圧力、また行政の圧力を、非常になんとも言えない問題がここに秘めておるから、このイワムシの問題は問題になるんですよ。イワムシが悪いわけではないんですよ。

また一方に、先ほど志賀町漁業基金という話が出てきたわけですね。そもそも事業資金というのは、その漁業組合の漁業振興の基金ですね。これは今の電力会社から、どうぞ漁業振興に使っていただきますよと、こういう性質のものであるわけですね。先ほど、坪野職務代理者は前の、前の組合長ね。

亡くなりましたが、その話しは確かにありましたですよ。当時、さっきも言うたとおり、3千万円基金を、そのときはね、この基金を取り崩すということですよ。その時はね。あの方が亡くなられたもので、一旦その基金を、漁協に返しておるわけですね。

だから、何が問題になるかということ、今回もこの5千万をですよ、取り崩す。先ほども町長がですね、志加浦の漁業組合に行ってですよ。数百名おるんですよ。組合員がね。そこで話しをしたと言いますが、ここで基金を、5千万ですよ。取り崩してその有限会社に貸し付けておればですね、まったく基金の持ってる団体と有限会社の契約であるものであって、役場は全然関与しなくていいですよ。実際問題ね。非常にすっきりとしたものでありますが、今回の場合はどうやっていいの、迂回と言っていいの、そういうややこしいものの流れの中に、こうしたことになっておるのではないかなと思っております。

また、私も最後になりますが、さっきから細川町長の病氣療養が非常にお気の毒だと現在考えております。それで、私はいつも皆様方に申し上げたいのは、こういった談合の問題というのは、こうなればこうして皆さん執行部がどうかこうとか言うて、責めておるんですがね。しかし、確かにそういったものもあるでしょう。しかしですね。まず、この議会がですね。じゃあ、チェック機能を果たしておりますか。この談合の問題になったりやね、一言も発言せんじゃないですか。もちろん発言せん人は決まって発言せんじゃないですか。発言できないんですか。そういうね、そういう議会の中でですね、そしてまた、この発言せんほうが、これは不謹慎な言葉になりますが、発言せんほうが、町長派やって。こんなばかな話しが議会の中であってはおかしいと思いませんか。これはですね、つい最近亡くなられた方がよく言いましたです。まともなことを言えば、反町長派だと言われると、黙っておれば町長派だと言われると。それそのままでないですか。何も執行部ばかり決して悪いわけで無いですよ。次に出る皆さん、よく肝に銘じてですね、一つ当選を果たしていただきたいなとかように思っております。私も今期限りで議員を辞したいと思っております。皆様方におかれましては、また執行部の皆様におきましては、本当にありがとうございました。

松浦 恒義議長 ここで暫時休憩をいたします。

(休憩) (午前 12時00分)

(再開) (午後 1時00分 出席議員 29名)

松浦 恒義議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番 寺岡 真貴子 君。

寺岡 真貴子議員 はい。

午前中に引き続き、沢山の傍聴を賜り、ありがとうございます。こうして沢山のの方が傍聴においでいたたきますことは、このことは住民の皆様方がいかにこの町の現在の騒然とした状況を心配しておられるのかということの裏返しではないかと思えます。この事実を厳粛に受け止め、質問に入りたいと思えます。

先の通告に従いまして、以下大きくは3点についてご質問をいたします。職務代理者として、現状をどのように認識しておられるのか質問いたします。

職務代理者は、現在私どもの町に起こっている事態を、どのように受け止めておられるのでしょうか。正常でしょうか、異常でしょうか。

実際、職員の皆さんも不安・心配が渦巻く中でも関わらず、懸命に職務に取り組んでおられると思いますが、やはり、町長が不在の現在の状況、ましてや、いずれ辞する考えにあるといわれているこの状況下において、町政に遅滞を招いていることは厳然たる事実であると思えます。

職務代理者として、町政に遅滞を招いていると思うのかどうかもおはっきりとお聞かせください。職務代理者の認識をお伺いいたします。

次に、骨格予算、投資的経費を極力除いた義務的経費などの骨組みだけの予算、この骨格予算を組まなかった理由についてご質問いたします。

昨年12月、第一次総合計画並びに行政改革集中プランの策定を受け、いよいよ新年度から、町づくりが本格化するのだと認識しておりました。今回上程された議案の中で、新年度は、一般会計166億円、事業会計まで含めて310億円の積極予算であります。志賀原発2号機の大規模償却資産の固定資産税39億円を反映して、一般会計だけでも前年対比、25億円の増額であります。これは、今後、2号機大規模償却資産の減価償却や人口減、また地方交付税の見通しも考え合わせると、後にも先にも、これ以上ない最

大の予算であります。

この近隣でも類を見ない、莫大な予算を、町長不在の状況で審議できるのでしょうか。何より、町長が辞する考えにあると明言されている現在の状況において、この新年度の積極予算をかけることが、責任ある態度と言えるのでしょうか。確かに、2月14日、町長出席のもと、予算内示会もございました。しかし、その場では審議をしたわけではありませんし、何より、現在とは状況が違っております。

今回、どうして、骨格予算を組まなかったのでしょうか。時間的余裕がないにしても、新規大型事業の予算をはずすといった対応は考えなかったのでしょうか。

2年間で35億円を超えるケーブルテレビ整備事業、計画では6億円を超える事業規模のニュータウン・定住促進住宅造成事業、また2億3千万円のショートステイ整備事業など、大規模の新規事業が立ち上がります。

これから立ち上がる新規事業の執行にあたって、町長不在による不確定要素がもたらす影響をどのようにお考えでしょうか。新年度から即、新規事業に全面的に着手できるとお考えでしょうか。責任を持つことができる状況なのでしょうか。お答えください。

次に、選挙経費・日程についてご質問いたします。

まず、この4月の統一地方選挙にかかる、当町の選挙費用をお尋ねいたします。また、町長選挙となった場合、その選挙費用についてもお聞かせいただきたいと思っております。

議会ある毎に、こうして新聞・テレビのカメラが並び、異様な状況が続いております。そうした中で、町長選挙について、統一地方選挙、町議会議員選挙とダブル選挙、同時選挙であると、報道が先行しております。町民は、いつになったら町が落ち着くのか、大変心配し不安に思い、また時には憤っておられます。町長選挙は、一体いつになるのでしょうか。いつになったらはっきりするのでしょうか。今回、この通告制の主旨を十分ご認識いただいた上で、職務代理人として責任ある答弁をいただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わりますが、答弁によりましては再質問をお願いいたします。

松浦 恒義議長 坪野町長職務代理。

坪野町長職務代理 はい。

8番 寺岡議員さんの質問にお答えいたしたいと思います。

まず、初めに町の現状について、どのように認識しているかといったような質問ではなかったかと思えます。

本定例会の提案理由書の冒頭に申し述べさせていただきましたが、町民を始め、議員の皆様には、細川町長の緊急入院により、大変な御心配と御迷惑をおかけしているところであり、誠に申し訳なく心よりお詫びを申し上げます。町長不在の対応であります。町議会定例会を迎える大変大切な時期であり、町政への影響を最小限に留めるべく、当分の間、町長職務代理者を置くこととしました。町政の混乱と停滞を招かないように職務代理者の私、綱木助役及び青山教育長以下全職員が一致協力して最善を尽くすために臨時課長会議も数回開催し、職員全体朝礼を開催したり、周知徹底を図っております。議員の皆様方の御支援をよろしくお願いを致します。

町長が職を辞する考えがある状況についての御質問は、今現在、町長が退職されておりませんので、町長職務代理者としての発言を控えさせていただきます。町行政が遅滞しないよう、微力ながら、懸命に努めさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

次に、骨格予算を組まなかった理由についてのご質問であったと思いますが、まず、長が議会に提案する予算には、通常予算、骨格予算、暫定予算があります。

一定期間に限定した暫定予算は例外として、年間予算を見積もるときは、通常予算にするか、骨格予算にするのかは、状況に応じて判断・編成することになります。

今回のように、予算内示が終了し、予算案を議会に提案する直前に町長が入院し、このことを理由に辞職が想定される場合、どの予算を議会に提案するかは難しいものがあります。

一般的には、会計年度開始前後に長の任期満了により、あらかじめ改選期がわかっている場合には、骨格予算を編成する方針を立てて対応します。しかし、任期満了に伴わない今回の場合は、骨格予算を組む一般的な判断基準

と異なる面が多々あると考えております。

その異なる面とは、「町長が未だ辞職していないこと。」「予算内示会において平成19年度予算の町長の考え方を示し、かつ、予算の内容についても詳しく議員全員に説明していること。」「予算内示会を経て議会に提出する予算書が出来上がっていること。」そして、「現議会の議員の審議で新年度の予算を決めることが、町民の総意を反映できること。」であると思っております。

これらのことを総合的に判断して、予算内示会で説明させていただいた通常予算を提案したものでありますので、是非とも議会のご理解をお願いします。

また、ケーブルテレビ整備や定住促進住宅造成、ショートステイ整備などの事業は、合併新町まちづくり計画、新町総合計画に盛り込まれている事業であり、議会に報告している事業でもあります。このため、議会においてもご理解はいただけるものと考えております。

なお、新規事業の執行については、町長がどの時点で欠ける状況になるのか分かりませんので、現時点では何とも申し上げられませんが、なるべく予算の執行を遅らせるなど、柔軟な対応をとることも必要があると考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に選挙経費、日程等についてのご質問であります。まず、選挙費用については、県議選を除いて答弁させていただきます。

平成19年度当初予算に計上のとおり、町議会議員選挙経費は、約1千7百万円であり、町長選挙が単独で執行されれば、試算で約1千4百万円となります。

仮に同時に選挙が執行されることとなれば、主に、投・開票に係る人員が重複することから、町長選と町議選をあわせて約2千万円の執行経費と試算されます。

なお、町長選挙について、何時になったらはっきりするのかというご質問ですが、町長の出处進退は、町長個人が判断するものであって、職務代理人としての答弁は、差し控えさせていただきたいと思っております。

あと選挙日程等のご質問もありましたので、この件につきましては選管の

事務局長であります総務課長より答弁させますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

松浦 恒義議長 田端総務課長。

田端 総務課長 はい。

ただ今、選挙日程等は寺岡さんのほうで特に無かったですね、質問等についてはですね。ただ、今、職務執行代理者からありましたので、若干説明だけしときます。

選挙の日程であります、4月6日以前に、町長から退職の申し出があった旨の通知が議長から選挙管理委員会に届いた場合、要するに議長から選挙管理委員会に4月6日以前、4月6日以前に届いた場合は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律に基づきまして、統一地方選挙として、4月17日告示、4月22日投・開票の選挙として同時に執行されます。

また、町長から退職の申立てがあった旨の通知が議長から選挙管理委員会へ4月7日以降、以降に届いた場合は、選挙管理委員会に通知があつてから50日、普通の以内の町長選挙が執行されるということです。要するに、4月6日までに議長から選挙管理委員会へ届いた場合には統一選挙になりますよと、4月7日に議長から選挙管理委員会へ届いた場合には、50日以内の町長選挙が執行されるということになります。以上です。

松浦 恒義議長 寺岡 真貴子 君。

寺岡 真貴子議員 はい。

再質問をいたします。今回の事態は誰しも予期せぬ事態であったと思います。そうは言いながら、職務執行代理者の今ほどのご答弁聞いておまして、大変心細くなりました。

予算一つとっても、時間が無いことを理由に見切り発車してもいいのでしょうか。現在の時点では答えられないとか、予算執行を遅らせることも考えているとか、これま紛れも無い町政の停滞であります。現在の状況は住民の皆様方からのニーズ、要望に迅速に対応できない状況であります。この状況は町民の負託に応える責任ある体制であるとは、とてもではありませんが申し上げられません。

本来であれば、私はこの定例会では空き家の対策であるとか、例えば確定申告一つとっても、相談箇所が減り、お年寄りの方、大変困っておられる、住民サービスの低下を嘆いておられるといったようなことをお伺いしようと思っておりました。ですが、現在町長は不在であります。

この町政の停滞を一日も早く正常化し、住民の皆様方の信頼を回復し、その負託に応えること、そのことこそが私達の町に課せられている大きな課題であります。

先だって、23日の全協において、私が職務代理者に質問いたしました。職務代理者として、すべての審議に答えられるのでしょうかとお伺いいたしましたところ、坪野助役、即決できないこともあるかもしれないと発言されました。全議案を上程するにあたっては、職務代理者の町長からの全権委任であるとその権利を掲げ、他方では、町長の判断を仰ぐしかないという、これでは都合よく職務代理者と町長の権限を使い分けていると言わざるを得ません。この状況、町民の皆さんにとって、大変心もとない状況であります。

私ども議会は、この一般質問にあたり通告制度をとっております。これは十分な質疑がなされるように事前に準備期間を設けて、そしてきっちりとしたかたちで審議を進めていくためにこの通告制度をとっております。

今回は、私は先ほど申し上げた質問全文を2月27日に午前中にお出しいたしました。これまでの二日間間に職務代理者は、町長と意思の確認あったのでしょうか、無かったのでしょうか。お答えください。

この制度はただ、手続きだけでやっているものではありません。もし、無かったのであれば、これは議会に対する軽視であり、引いては町民の皆さんに対する軽視であります。新年度を新たに大きなスタートとすべく、この騒然とした状況を一日も早く改善しなければなりません。

職務代理者は現在の状況がこのまま長く続くことを良しとするのでしょうか。お尋ねいたします。

また、私は統一地方選挙がある以上、町長選挙は選挙日程を議会議員の選挙と日程を合わすべきであります。先ほどの経費についての答弁でありましたけども、1千1百万円という大きな金額が違って来るわけでもあります。

また、経費の問題だけでなく、こうした状況が5月までずれ込むなど、

まったくもって考えられない状況であります。職務代理者は町長選挙は議会と同時選挙とすべきだと思いにいるかどうかお尋ねいたします。

最後に今日、この審議内容を町長にしっかりとお伝えいただくことを確約していただきたいと思ひます。さらには、今定例会中に町長の今後の対応について、はっきりと明言いただくことを確約いただきたいと思ひます。以上、2点をお約束いただけるのかどうか、お尋ねいたします。全権委任された職務代理者として、責任あるご答弁をお願いいたします。

最後に、先ほど来、大変厳しいようなことを申し述べましたが、町長の一日も早い健康のご回復をお祈りいたします。

以上で私の再質問を終わります。

松浦 恒義議長 坪野町長職務代理。

坪野町長職務代理 はい。

今ほどの寺岡議員さんの再質問であります、いろいろありましたけども、こうしたことについて、町長との連絡をきちんととっているかどうかということでございますけども、提案理由の説明から始め、町長にお伺いし、あるいは町長の意見を聞くということを行っておりますし、その場合には直接行ってお伺いするということがありますし、電話でお伺いすることもあるということで、伺っているということでございます。

それから、この状態が長く続くかどうかというご意見でございますが、これについては私個人としては、具体的なことは申し上げられませんが、出来るだけ長く続かないほうがいいんじゃないかなという、これは私個人的な意見として申し述べたいと思ひます。

それから、今日のこうした審議内容について、町長にきちんと報告するのかと、これは当然町長にきちんと報告させていただきたいというふうに思っております。

それから、同時選挙について、どうかということなんですが、先ほど申し上げましたように、私としてのご意見は差し控えさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で終わります。

寺岡 真貴子議員 今定例会中に町長の今後の対応について、はっきり明言いただくかどうか確約してください。

坪野町長職務代理 それにつきましては、先ほど申しましたように、個人の意思の問題でありますので、私のほうからどうこう町長に申し上げられるか心苦しいという事で、はっきりとは。

久木 拓栄議員 議会の雰囲気くらい伝えるべきでないの。具体的に言うか別にして。

坪野町長職務代理 それは先ほど言いましたように、議会の今までの審議はお伝え申し上げますというようなことはしますけど、町長の意思がなされるかどうかは私からは、はっきりここでは申し上げられません。こういうことでございます。

松浦 恒義議長 寺岡 真貴子 君。

寺岡 真貴子議員 はい。

今ほど職務代理者からのご答弁いただきました。この状況を長く続くことを良しとしない、個人的にはそう思うというご発言でありました。

職務代理者、もう個人ではないんです。町長の全権委任された代理なんです。個人ではありません。今、この定例会中に、ぜひ町長がどう思っておられるのか、ここの場に来られないとしても、しっかりとしたかたちでメッセージを。町民の皆さんに対して、メッセージを伝えていただきたいということを再度申し入れまして、私の質問を終わります。答弁は結構であります。以上です。

松浦 恒義議長 11番 松島 信夫 君。

松島 信夫議員 はい、議長。

19年第1回定例会において質問させていただきます11番 松島です。今定例会において、特別会計を含め、前年度比14.7%増の310億5千万円の予算とご説明を受けました。主な事業として、ケーブルテレビ整備事業や、若者定住促進のための住宅地造成事業などの将来を見越しての事業施策計画を高く評価している一人です。

しかし反面、料金や助成金で6億7千万円、施設管理運営費で5億2千万円、合計11億9千万円となっており、また地方債を見ると、334億1千万円、多額の借金を抱え込んだ形になっております。5年、6年後を見据えたとき、厳しい財政となるのは必定と心配しております。今後は負の資産についても、行政改革を進め、経費の削減を計ることが、もっとも重要かと考えます。

しかしながら、この件につきましては、細川町長の突然の緊急入院という事態になりましたので提起のみとし、次の3点について質問をしたいと思います。

漁業振興基金特別会計の管理についてです。18年度末、基金残高は26億6千万円で、非常に大きな額になっております。特別基金は利用目的が決まっており、使用時には各漁業組合、議会の承認のうえ、一般会計に繰り入れて取り崩しをしております。事務的にも大変煩雑で理解しにくい点と思います。分かりやすく言うと、各漁業組合の預金であるものを町の預金として、企業会計でありますとバランスシートで計上しているということで、これを切り離し、漁業振興特別会計として、個別に管理するほうが事務的にも簡素化され、理解もしやすくなると考えますが、特別会計に変更できないものかお尋ねをいたします。

次に指名停止処分と入札制度の変更について。

町の条例、規定は県の条例、規定を参考にし、当町に合わせて制定されているものと理解しておりましたが、先の談合事件において、県は5カ月の指名停止処分としたのに対し、当町は12カ月を科し、談合否定の念書を提出するも、実際は談合が行われていたということで3カ月を加算し、15カ月の指名停止処分が下されました。12カ月と5カ月、この7カ月の差はどのような観点から生じたのか、職務代理者に分かりやすくご説明をお願いします。

次に、入札制度の改善についてですが、先の談合問題がテレビ、新聞などで報道され、志賀町のイメージダウンを招く事態となったことは、町民の皆様に大変申し訳ないと思っております。皆様の信頼を回復するためには、なにをなすべきか、私は入札制度を公正で透明性の高いものにすべきと考えます。例えば、2月22日の入札で、高浜中学校体育館解体工事で設計価格が5,520万円、これを2,170万円で落札、請負率41.57%、2千万円台が8社中5社あります。同じく校舎解体工事は設計価格6,900万円を3,180万円で落札、請負率46.09%、3千万円台が8社中4社あります。また、プール改修工事では、設計価格が4,726万円であったが、落札は3,640万円で、請負率は77.02%、3千万円台が8社中2社と、大

変請負率で低い落札率で落札となっています。

これは公表された設計価格が適正であったのかどうか、また今回の入札で最低価格の制限が無かったからなのか、設計価格と落札価格の差があまりにも大きいと入札に対する疑問が益々高くなると思います。

問題解決のためにも、設計価格と最低価格を公表し、落札契約日から100日以内の業者は指名しないなどの透明性の高い制度に変更することを提案いたします。改善の可能性と提案を取り入れられることについて、お考えをお聞かせください。

さて、昨今の昨年の6月議会本会議において、私たちは議員の公共事業の請負契約対象除外について、28対1の多数決をもって可決しました。その後、今日に至るまで会議等で、先ほど来、質問もありましたけども、執行部に対し、前向きに検討すべきと申し入れておりますが、議員間で決めたことだから、できるだけ議員間で対応してほしいと執行部は逃げ腰であります。

伺い見るに、これは公共事業請負契約対象除外に抵触する議員が多数おられるからかと勘ぐりたくなります。抵触の実態を把握するため、平成18年10月からの支払い明細、これは会計課から一括口座振替で支払いしている明細書のことですが、この書類の提出を要求するも調査権が本会議では付託されていないからと否定され、議員からはプライバシーに関するから提出すべきでないという意見も出されております。

県の地方課のご指導を受けたところ、情報公開条例また議員活動の一環からしても、行政は提出すべきと教えられましたが、今に進展がなく今日に至っております。指名参加資格がないのに指名したり、落札すると議員だから問題だから辞退したり、それに対してなんの処分も課せられることなく、議員の立場を利用しているのではないかと問われた町民の皆様に対して、どのような説明ができるのか、執行部、議員の全ての方々に問いたいと思います。

そして議員としての本分は何なのか、自ら省みる姿勢を求めたいと思います。私は、議員は町の町民のために誠心誠意応えていくと約束をし、議席を得ました。少なくとも私は、自粛決議が法的拘束力が存在しないと十分理解しながらも、この神聖な議場の席で議決したことは、何よりも重いものと受

け止めております。

私事ではありますが、私は土田地区130町歩圃場整備事業に関わり、農業法人を設立、組合長に就任しました。集積率50%以上の目標設定で国、県、町よりの高い補助金の確保を目的に設立した農業法人、その組合長就任は公共事業の自粛決議対象除外に抵触すると考え、次回の町議会選挙に立候補しないと決断しました。

強制するものではないですが、公共事業の請負契約対象除外に関して、抵触する疑われる議員の方々には、町民に対して約束したこと、襟を正していただきたいと切に願うものであります。

坪野職務代理者にお尋ねします。議員の公共事業の請負契約対象除外について、執行部の考えをお聞かせいただきたいと思います。これは取り組みをするかしないかをお願いします。

また総務課長には、県の地方課が良しとする書類の提出ができないのはなぜなのか、総務課、事務局、どちらに原因を尋ねればいいのか、提出否定権限の是非についても併せて回答していただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

松浦 恒義議長 坪野町長職務代理。

坪野町長職務代理 はい。

11番 松島議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、最初に特別基金の管理等についてのご質問でございます。

志賀町漁業振興特別基金については、漁業の振興及び福祉の充実並びに環境整備を図ることを目的として設置したものであり、特別基金条例及び運営要綱に基づいて、一般会計に繰入れて、繰出しして漁業振興のために適切、有効に利活用していきたいと考えております。また、特別会計、企業会計にはその趣旨からしてなじまないものと思いますのでよろしくご理解をお願いしたいと思います。

次に入札制度についてのご質問でありました。このことについて、答弁をさせていただきます。

入札談合は典型的なカルテルであり、最も悪質な独占禁止法違反行為の一つであるとともに、入札者間の公正、自由な競争を通じて受注者や受注価格

を決定しようとする入札システムを否定するもので、公共工事の場合には、納税者である住民の利益を阻害する行為である。これは公正取引委員会の考えであります。

志賀町もこの考えに立ち、入札談合に対するペナルティの強化を昨年9月の入札改善・改革で行いました。これを受けて、今回2件発覚した入札談合について、下水道工事は15カ月、統合中学校体育館電気工事については、12カ月と厳しい処分を行ったところであります。

この停止期間は、県と他市町との処分の内容は違っておりますが、この違いは志賀町が直接の被害者であるということでありまして、直接被害を受けた者がペナルティを重くする、こういうことで差が出たということでご理解をいただきたいと思っております。

また、入札制度の改革については、今回の事態を受け、久木議員さんに答弁したとおり、更なる検討をしていくこととしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に議員の公共事業等の請負契約についての質問でございますが、先に福田議員さんの質問にお答えさせていただいたとおりでありまして、法律に抵触しない限りこれを排除することは大変難しいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次の2点目の物品納入等の委託状況把握のための支払い明細等についての質問については、総務課長のほうから答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

松浦 恒義議長 田端総務課長。

田端 総務課長 はい。

松島議員さんから出されました町の請負、物品納入及び委託状況の把握のため、支払い明細書等の書類の提出を執行部に要求したいがという質問要旨だったかと思っております。

議員さんも県の地方課へ行って、いろいろとお話を聞かれたと思っておりますけど、当然書類提出については、これは可能でございます。ただし、手続きがありますということなんです。手続きと申しますのは、二つありまして、一つは地方自治法第98条の規定に基づく、議員さんであるが議会として地方公

共団体の一般的公益に関するものについて検査が認められております。それはただ、この規定は直接議員さんでなくて、議会から議長名で出すということで議決が要するという事なんですね。ただし、直接に委員会にも当然議会が付託できますから、委員会として見る事が出来る。ただし、議会の付託が要りますよということでもあります。ただ、これは要するに内容、実地検査するのでなくて、報告書類を求めるとか、証拠資料を見せていただきたい、これは可能でございます。これはそういう手続きをしないと出来ませんよ、ただし、見ることはできますよ、そういう手続きを踏めば見れると。一つはたぶん、地方課も話されたと思うんですけども、議員一人または個人であれば、等しく情報公開請求ができますよということでもあります。情報公開制度というのは、近年出来たあらゆる万民が町の行政の公文書を正当な理由があれば見れるということで、請求いただければ当然、その何々を見たい、何々を知りたい、何々を確認したいということであれば、請求を出していただければ請求に基づいて、例えば一般領収書であれば会計課の意見を聞いて見せていただくと、どこを見たいかははっきり言ってくれば、そういうことは可能であります。これは等しく町民、国民に与えられた権利ですから個人のプライバシーといった保護条例に抵触しない限り、見ることは可能であります。そういう方法もある。二つあるということです。

一つは議会であれば一番議決さえいただければ当然そういったことは、これを見せてあげるということではなくて、整理したものを見たいということであればそういったことも可能であります。そういうことも一つの手法として見ることはできるということでもあります。以上であります。

松浦 恒義議長 松島 信夫 君。

松島 信夫議員 はい。

書類提出について、再度質問をいたします。私も県の地方課へ出向きまして、用事があったので、そのときに詳しく総務常任委員長として、こういうふうに議員自粛のことについてどのような現状になっているか、今後それに基づいてどのような対策を委員会等々で審議をし、または全員協議会等々に報告をし、どういうふうにするかなということ、実はどういうふうな状況になっているか支払い状況等を確認したいということで、県の地方課へ説明

をしたわけです。そうしたら先ほどのとおり、それは請求できるという返事であったので、ということは私の聞き違いですか、というふうに思うのかな、向こうの説明が違うのか、再度確認しますけど、ということは今書類で出さなければできないということなんですか。先ほど課長が言った二通りの方法でないといわは請求できないということなんですか、課長。

それともう一つ、否定権の権限はどこにあるのですか、総務課なのか財政課、事務局なのかということはお願ひしたいなと思ひます。

松浦 恒義議長 田端総務課長。

田端 総務課長 はい。

先ほどの松島さんの質問にお答えしたいと思ひます。

それでは、再度の質問なんですけども、先ほどおっしゃったように二通りあると言ひました。一つは議会を通じて行うということ、もう一つは情報公開に基づいて請求するということ。もう一つはたぶんこの主旨に合わないと思ひんで、特にはお答えしませんでしたけど、一般的な議員活動がありますわね。例えば、総務委員長であれば、当然請負契約を審議していますから、そういう中での一般的な議員活動があります。それから当然、いろんな各施設の物品調達、いろいろな所管で持っていますね、そのことについて聞くことはやぶさかではありません。答える、答えないは所管の課長の判断はあります。それは一般的な議員活動としてできます。ただ、証拠書類として実態として見たいということであれば、そういう引っ掛かりがあると、当然それは地方課長が言うように拒むものではないのですけれども、きちっと出してほしいということであれば、地方課長、手続きがありますと必ず地方課長は言ひませんでしたかね。手続きあると言ったと思ひます。それは町の手続きはだいたいどの地方公共団体は同じであります。ただ、議員活動を通じてどうしても所管の事業の中で、それをどうしても知りたいのだということであれば、当然所管の課長は内容の判断によっては、当然議員さんに教える必要がありますから、議員活動の職務執行を果たすためには当然教えるべきでありますし、隠すものではないのですから、これはあります。そのへんの判断があるかなという気がしています。以上です。

松浦 恒義議長 10番 堂下 健一 君。

堂下 健一議員 はい、議長。

傍聴席の皆さん、最後までお付き合いいただきましてありがとうございます。合併の在任特例による議会も最後となりました。私にとりましては通産18回目の議会ではありますが、この場に立たせていただくのは17回目であります。

本日は通告に従いまして、2点について質問していきたいと思っております。

第一点目に、先ほどから談合問題について、かなりの皆さんから意見がでておりますけども、私も原因について聞きたいと思っております。

業者の逮捕、起訴に次いで町長の自殺未遂事件まで発展した談合問題ですが、誠に遺憾な出来事です。町長は年頭のあいさつで、談合問題は町のイメージダウンと言っていました。イメージダウンどころかその町政に対する信頼を自らの行為で失墜させた責任は重大であります。

連日マスコミを騒がせておりますが、事件の全容は何ら解明されておられません。その解明に全力を尽くすことこそ、町民の町政に対する信頼と町のイメージを回復する一歩ではないかと思っております。

事件のことについては、司直の手にゆだねられているものは別として、町執行部あるいは議会もこれまでの膿みを全て出し尽くすことに協力し、一刻も早く町政の再建を果たしていかなければなりません。

今後も保育園や小学校の統合再編が予定されているだけに、二度とこのような不祥事を起こすわけにはいかないことは私が述べるまでもないことです。

おりしも、市町村で発注する公共工事の不正防止策が国より出されています。私は今回改善策を聞くことよりも、なぜこのような事態を引き起こしてしまったのか、対策よりもむしろその原因について、町長職務代理者と指名選考委員会の委員であり3名の退職される各課長に聞きたいと思っております。

本来ならば、退職される課長の皆さんにねぎらいの言葉をかけたいのはやまやまですが、こういう事態ですので、皆さんの長い行政マンとしての苦勞、努力、公共に仕えてきた経験を総決算される中で、必ず後進に示せる教訓を導きだせると思っております。

談合については、不正排除の最後のよりどころは、住民の厳しい監視の目であると新聞の社説にあります。また、元大林組の課長だった人はその著書

「談合業務課」で、談合は業界にあっては、これは悪でも反社会的行為でもなく、当たり前のことなのだ。この認識のズレがわからない限り、なぜこうした行為が繰り返されるのか理解できない。当たり前とと思っていることをやめさせることは容易ではないからだ。談合のような反社会的行為を根絶するには、小手先ではない抜本的な対策が必要であるということを訴えたい。対処療法的な対策を繰り返している限り、談合は絶対になくならないと確信している。それを根絶するのは一般市民の怒りと徹底的な決意であると書いております。

傍聴席の皆さんにも申し上げます。皆さん、怒りと失望を忘れないください。しかし、日常生活に追われる町民にとって、町政の停滞は、町に対する無関心を生み、愛着を失わせることに他なりません。新志賀町の再スタートのために、まず行政が説明責任を果たし、この談合問題を一刻も早く解明していくことが緊急の課題です。誠実な答弁を願いたいと思います。

2番目に、私の今任期中の最後の質問として、輪島市大釜地区での産業廃棄物問題について再び聞きたいと思います。なぜならば、この産廃処分場は立地を認めていくようなことがあれば、必ずや将来に大きな禍根を残すことは間違いありません。

産廃の問題点等については、昨年3月議会での一般質問で詳しく述べていますのでこの場では述べません。だが、経営破綻した業者が逃げ出して、その後始末に自治体が多額の費用を、税金の投入を余儀なくされている事態が全国で起きています。

身近なところでは、福井県の敦賀市では業者のために汚水漏れ防止やごみの浄化作業に100億円以上の負担をしています。もちろん、この処分場も廃棄物処理法に基づき設けられたものです。埋め立て処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で厳しく管理されていると昨年の議会で答弁しています。では法律がありながら、なぜ全国で問題点が起きているのでしょうか。法律に不備があるのか、現実にあっていないのか、法律を無視して業者が操業しているかのいずれかということになります。

このような状況の中で5年先、10年先でさえ予測がつかない今日において、45年間もかけて産廃の処理をするといわれても、地元民でなくとも不

安になります。ましてやよそ事ではなく、町の境界にあり、将来に渡ってその被害を受けていくのは紛れも無く、大福寺地区、栢木地区、さらに国立公園にも指定されている関の鼻を含む西浦地区、つまり志賀町が被害を受けるのです。志賀町も当事者として関わっていくべきです。

先日、輪島市漁協女性部が反対署名を県に提出しましたが、旧門前町の仁岸地区も強力な反対を進めております。志賀町の当該地区の方々も反対の声をあげており、町に対しても反対の旨の書面を出したいという意向を私も聞いております。

町としては、町民の反対の意向を受けて、その旨を県に伝えるのは当然の責務であり、当事者として熱意を持って対処すべきです。町の対処法について再度聞き、私の最後の質問とします。

松浦 恒義議長 坪野町長職務代理。

坪野町長職務代理 はい。

10番 堂下議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、最初に談合問題について、その原因等について聞くというご質問であったわけでございます。

談合問題について、その原因を町長職務代理者、工事等請負業者選考委員会委員長である私に聞きたいとのことですのでお答えしたいと思います。

我が国の公共工事における談合が必要悪との考え方が一部にあり、私は業界の構造的体質に問題があるようであると私は思っております。全国的に見ても、談合問題が起こっており、国及び県においても、抜本的な解決策を見出すべく改革案が示されてきているところであり、町といたしましても、国、県の対策に準じて業者同士の談合を防止するために、何としても抜本的な防止策を見出すべく入札制度の抜本的な見直しを続けてまいりたいと考えております。最も有効な方法は、ペナルティの強化と地域を制限せず、一般競争入札を含めて幅広く指名することが有効であると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、輪島市大釜での産業廃棄物問題についてのご質問であります。

輪島市門前町大釜地区で計画されている産業廃棄物処理場については、事業計画者である「タケエイ」が中心となり昨年8月に、現地法人である「株

式会社「門前クリーンパーク」を設立し、輪島市、石川県と協議を行いながら建設計画を進めていると聞いております。

また、計画段階でありコメントできる状況にはありませんが、現在は、環境アセスメントの前段階であるその方法書の公告・縦覧を昨年末の11月から12月で終了し、住民からの意見を求めましたが、余りにも意見が少なかつたため、事業者では各地域での説明会を実施し、意見の集約に努めていると聞いております。

さらには、去る2月27日に輪島市の処分場建設問題検討委員会が開催され、「誰もが納得する結論を導き出すため、処分場のメリット、デメリットをしっかりと議論」し、本年12月初旬の答申を予定していると聞いておりますので、町としても注意深く見守りたいと考えております。

いずれに致しましても、周辺の地域では反対の意向を持つ方もいることは伺っておりますので、地元区民に不安のない対応をするよう要望して行きたいと考えています。また、今後実施されるであろう環境アセスメントを含めた実施計画の段階から、十分な注意を払い、今後も関係機関と綿密な連絡を取り合い、注意深く対応していきたいと考えていますので、よろしく願いをいたします。

松浦 恒義議長 田端総務課長。

田端 総務課長 はい。

堂下議員さんから、退職する課長さん方に意見を聞きたいということで、この席を借りて、大変恐縮に感じております。

合併して1年7カ月、私どもこうした職員達が議員さんのご指導、ご鞭撻をいただいてこうして今日あるということを感じ申し上げたいと思っております。

それでは堂下議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

1年7カ月総務課長として合併新町の総務課長付けとなったわけなんですけども、その間、指名選考委員を務めておりました。その職務に携わってきたわけではありますが、その選定に当たっては、私を含め委員の皆さんは、本当に厳正中立、公平無私で行ってきたと思います。

しかしながら、結果的に談合問題が起きまして、町民の町政に対する信頼

を損なったという事実には、非常に残念でならない気持ちであります。大変憤りを感じております。当然私ども一人ひとり大いに反省しなければならない問題でもあります。現在、司直の手で事実解明を進めておりますが、当然協力していかなければならないというふうに思っております。今後、町民の信頼回復に向け、職員が一丸となって一層の努力していかなければならない、そのことが今、最も必要であるというふうに思っております。

談合に対する対策としては、指名競争から一般公募入札、あるいは競争入札へ、さらに郵便入札から電子入札などと談合防止の対策としていろいろな対策が考えられるわけではありますが、堂下議員がおっしゃるように、むしろその対策よりもその原因について考える必要があるというように私も思っております。

一つその原因を挙げるとすれば、長年の慣例によりまして地域性優先、地元優先、そして地元業者の育成があります。そのことに指名業者の選定にあたって、配慮してきたことが、馴れ合いの温床を作らせたのではないかとこのように思っております。

業者の選定には、技術、信頼度などいろいろ沢山ありますが、幅広く一般競争により入札を行うことによって、町外の業者に競争できる、期待できる地元業者が育ってくればよいわけであります。

しかしながら、その一方で、地域経済の活性化、当然お金は他の町へ行くわけですから、地元業者のはたしてそれで育成できるのか、さらに業種転換ができるのかどうか、あるいは雇用の安定確保ができるのかどうか、いろんな重い課題もあることは事実であります。こういったことを考えながら、行政を進めていくことになるかなと思っております。

退職を前にして、先輩が長年の経験を伝えることができればということもありましたが、今はただ、町長不在の困難な時期を後輩の職員に頑張ってもらって、なんとか乗り切ってもらいたい。また、いろんなことを話す機会があれば、幸いかなというふうに思っております。

以上であります。大変ありがとうございました。

松浦 恒義議長 浜崎企画財政課長。

浜崎企画財政課長 はい。

今回2件の談合問題について、その原因を退職する私に聞きたいと、こういうことですのでお答えをしたいと思います。

私の考えていることは3つあります。1つは、地域優先発注の問題であります。地域振興、地域経済を考え、政策的判断で地元業者を優先指名することになりますから、参加業者が固定してしまいます。ここに談合の素地が出来ることになります。今回の下水道工事、これがこういうことが起こったものとそう思っております。

2つ目は、受注意欲を確認する方法をとらなかったことであります。受注意欲に関係なく業者を一方的に指名するため、意欲のない業者が談合に応じると、こういうことになります。この統合中学校体育館電気工事がこれに当てはまったんじゃないかなと思っております。

3つ目は、我が国の公共工事に蔓延している談合システム、これと談合は必要悪であるという、こういう考え方があることです。このような、業界の構造、体質があります。こういうことで、下水道工事も、統合中学校の電気工事も、こういうことで談合になったのかなと思っております。特に3つ目の「談合は必要悪」という考え方が変化しない限り、談合防止は有効に機能しないのではと、こう考えております。入札方法など改善しても、談合が一層巧妙化することになる、このように思っております。

志賀町での最も有効な方法は、入札談合に対する厳しい姿勢を示すこととペナルティの強化と受注意欲を確認する入札、これが最もいいのではないかなと思っております。1つ目のこの地域優先発注は、地域経済のことを考えれば、これはやむを得ないものがあると思っております。しかし、これは談合しないということが前提であります。正当な競争によって、志賀町の公共工事が地産地消で行われることが、本当に強く願っております。以上です。

松浦 恒義議長 田中建設課長。

田中 建設課長 はい。

談合問題について、その原因はという堂下議員のご質問にお答えしたいと思います。

今、3人の答弁がありましたけれども、私の答弁もそれと重複するところがあるかも知れませんが、私の場合、工事実施担当課長として指名選考委員

になっておりましたので、その立場でお答えしたいと思います。

今回、町発注工事で数件の談合が明らかになりましたが、その原因はいろいろあると思われます。町においては、入札制度に関し、国、県、他市町の入札改革の情報を得ながら、工事価格の公表、工事費内訳表の提出を業者に求めたり、入札改革に取り組んできたところではありますが、それ以上に業者が巧妙に談合を行ったということでもあります。

また、受注者側である業者については、会社の技術力を高めるよりも安易に営業に力を注ぎ、地域に貢献する企業としての本質からずれた点があったのではないかと思います。

ただ、指名選考委員会では、高度な技術を要する工事以外は、どうしても地元の業者を育成するということから、町内業者を優先的に選定せざるを得ませんでした。なぜなら、その業者の従業員のほとんどが、地域住民であり、それにより、それぞれの生計を立てている実態があるからであります。

そうはいつても、今後の業者選定については、業者の工事实績、施行能力、それから技術力、災害時の防災活動等の地域貢献度を考慮した指名選考にすべきと考えていますので、よろしくお願いいたします。

なおですね、堂下議員が退職にあたって後進になにかということでもありますので、少しばかりお願いいたします。今、町はこういうような談合問題で大変異様な事態であります、谷深ければ山高しということもあります。後輩の皆さんは、プラス思考で活力あるまちづくりに努力していただきたいと思っております。以上です。

松浦 恒義議長 堂下 健一 君。

堂下 健一議員 はい。

最初の質問につきましては、職務代理のほうが他の3人の課長からみると、ちょっと物足りないような気がしますので、付け加えるとしたらお願いしたいと思えます。

産廃の関係ですけれども、注意深く見守るということは、認めていくという前提に私は聞こえるんですけども、これは全国の例とかいろんなことを調査、または視察等をされていると思えますけれども、その中から導き出して、この問題についても注意深く見守っていきたいということでしょうか。

反対することもあるんだという前提もあるのか、調査結果によってはですね。そのへんも聞かせていただきたいと思います。以上です。

松浦 恒義議長 坪野町長職務代理。

坪野町長職務代理 はい。

今ほどの堂下さんの再質問でございますが、3人の各課長が自分のやってきた経緯を踏まえて、考え方について意見を言われたわけでございます。私もそのとおりだというふうに思っておりますし、やはり談合はあってはならない行為であるということにつきましては、私は認識しております。私は今後こうした談合が、起きないように最善の努力をしていきたいと思っておりますので、お願いをいたしたいと思います。

それから産廃問題につきましては、細部につきましては担当課長から説明をさせていただきますので、お願いしたいと思います。

松浦 恒義議長 藤澤生活安全課長。

藤澤生活安全課長 はい。

只今の堂下さんの再質問でございますけれども、これは反対もあるかということ、私も前にその地区でも反対が大多数ということを知っております。ただ私、今のところ聞いておるだけで現実問題、まだきちんとおっしゃってきませんので、言ってきた段階、輪島市の対応も注意深くみて、うちらも皆さんの反対があれば反対ということも有りうると思います。

松浦 恒義議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結いたします。ここで、暫時休憩をいたします。

(休 憩) (午後 2時20分)

(再 開) (午後 2時30分 出席議員 29名)

松浦 恒義議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 . 予算特別委員会の設置及び委員の選任並びに

町長職務代理者提出 議案第37号ないし第47号

(委員会付託)

松浦 恒義議長 次に、予算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

議案第37号ないし第47号、平成19年度志賀町一般会計ほか10会計の

予算につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号ないし第47号、平成19年度志賀町各会計予算は予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決しました。ただいま設置されました、予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く全議員を指名いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。よって、以上のとおり、選任することに決しました。ここで暫時、休憩をいたします。

(休憩) (午後 2時22分)

(再開) (午後 2時41分 出席議員 29名)

松浦 恒義議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、予算特別委員会で正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので、この際、ご報告いたします。

予算特別委員長 小田 芳治 君。

同副委員長 桜井 俊一 君。

以上のとおり、選任されました旨、報告がありました。

日程第3 . 町長職務代理者提出 議案第1号～36号

(委員会付託)

松浦 恒義議長 続いて、平成19年度志賀町各会計予算を除く全議案を、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

(休会)

松浦 恒義議長 次に、休会の件について、お諮りをいたします。委員会審査等のため、明3日から13日までの11日間は、休会といたしたいと思っております。これ

に、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長

松浦 恒義議長

追加日程第1 発言の取消しの件

松浦 恒義議長

松浦 恒義議長

以上で、明3日から13日までの11日間は、休会することに決しました。次回は、3月14日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(午後 2時44分 散会)